

中部及び東部処理区合流式下水道雨天時
放流水質調査業務委託

仕 様 書

熊本市上下水道局維持管理部水再生課

1 業務名

中部及び東部処理区合流式下水道雨天時放流水質調査業務委託

2 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、下水道法第21条第1項及び下水道法施行令第12条第3項の規定により、雨天時における放流水の水質検査及び流量調査を行い、下水道法施行令第6条第2項に規定する放流水の水質の技術上の基準に対する適合状況を確認することを目的とする。

3 履行場所

熊本市西区蓮台寺五丁目地内外

4 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

5 業務の内容

本業務は、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」（平成16年4月 国土交通省都市・地域整備局下水道部）に定める方法により実施する。

(1) 実施計画

受託者は調査の実施にあたり、前年度の合流式下水道雨天時放流水質調査業務の結果を参考にするとともに、事前に作業方法や体制、安全管理、記録・報告等について十分な検討を加え、実施計画を策定すること。また、調査の実施前に委託者と打合せを行い、実施計画の内容について了承を得ること。

(2) 調査対象降雨の決定

調査対象降雨の決定は受託者が行う。調査対象となる降雨条件は、独立降雨である1降雨の総降雨量が10mm以上30mm以下に限定されるため、対象降雨と判断し調査を実施したとしても、測定したデータが採用できないことも有り得る。従って、受託者は気象予報などの情報を十分収集したうえで調査を実施するものとする。

(3) 調査回数

2回（中部処理区及び東部処理区、各1回）

(4) 採水箇所

各処理区における放流水の採水箇所は次のとおりとする。詳細については別紙のとおり。

処理区	雨水吐口	浄化センター放流口	合計
中部	1箇所	2箇所（A系及びB系）	3箇所
東部	1箇所	2箇所（A系及びB系）	3箇所

※東部の雨水吐口については、足場が狭いため、受託者にて長さ約2.5mの足場を準備すること

(5) 水質検査項目及び検体数

雨水吐口及び浄化センター放流口における放流水の水質検査項目はBOD、COD及びSSとし、検体数は次のとおりとする。

処理区	雨水吐口	浄化センター放流口				合計
		雨天時		晴天時		
		A系	B系	A系	B系	
中部	4～10	14～17	14～17	—	2	40
東部	4～10	14～17	14～17	2	—	40

各処理区における放流水の検体数は、雨水吐口が10検体、雨天時の浄化センター放流口がA系、B系各14検体、晴天時の浄化センター放流口が2検体を基本とする。降雨の状況によっては、それぞれの調査地点の検体数を変更する必要があるが、各処理区における検体数の合計は40検体とする。また、雨天時の採水間隔は10～30分を基本とするが、降雨の状況に応じて、委託者と受託者が現場にて打合せを行い決定するものとする。

なお、晴天時調査は、原則として調査対象降雨の直後の晴天日に行い、その調査結果は、雨水滞水池等貯留施設からの汚濁負荷計算に用いる。

(6) 流量調査

浄化センターの放流量については、浄化センターの流量測定機器やポンプの揚水データを利用し、受託者がモニター画面から情報収集を行う。

雨水吐口の放流量については、受託者が雨水吐口に流量計を設置し測定を行う。

なお、流量計については、委託者が受託者に無償貸与し、データ処理用のパソコンも同様とする。

○貸与品 日科機バイオス株式会社製 2150断面流速流量モジュール
型式 #68-2050-002

(7) 流量計の設置及び回収等

受託者は、委託者が貸与する流量計を調査実施前に雨水吐口に設置し、調査終了後回収を行う。流量計の貸与は1台であるため、一処理区の調査が完了した後、次の処理区に流量計を設置する。

また、受託者は、流量計を雨水吐口に設置してから回収するまでの期間、7日間に1回、流量計の巡回点検を実施するものとし、流量計が設置された管渠の清掃等についてもあわせて行い、流量計の誤作動の原因を排除すること。台風等により流量計の一時的な回収の必要があると考えられる場合は、受託者と委託者で協議を行い、受託者が一時的に取り外し及び再設置を行うこと。流量計の取扱については説明書をよく読み、必要に応じ流量計の校正を行うこと。

(8) 降雨量調査

降雨量については、原則として熊本地方気象台の雨量データを使用する。

6 安全管理

雨水吐口での調査においては、以下のとおり十分な安全管理を行うこと。

- ・必要に応じて交通誘導員を配置し、調査員及び周囲の人の安全確保を行うこと。
- ・急激な天候の変化による河川水位の増加もありうるので、事故防止のため、降雨についての情報収集、調査員の安全確保、その他伝達方法等の対策をとること。
- ・採水時の足場の確保やライフジャケットの着用を行い、昇降時の安全带使用等、落下事故防止対策も行うこと。
- ・現場責任者は、現場において採水業務を統括し、問題が発生した場合、直ちに委託者へ報告を行い対応すること。

7 関係官公庁等の協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

8 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を、受託者に貸与するものとする。

9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、次の書類を提出すること。

- ・着手届
- ・職務分担表
※職務分担表には、現場責任者・水質分析責任者等を記載すること。なお、水質分析責任者は、環境計量士の資格を有する者に限る。
- ・現場責任者届
- ・完了届
- ・その他委託者が必要と認めるもの

10 成果品

提出すべき成果品とその部数は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------|----|
| ・調査報告書、写真帳 | A4紙製本 | 3部 |
| ・計量証明書 | 原紙 | 一式 |
| ・その他関係書類 | | 一式 |
| ・電子媒体 | CD-R | 1部 |

成果品は、収納ケースに整理後、表紙、背表紙ともタイトルをつけ納品しなければならない。

なお、成果品に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

11 その他特記事項

委託者が貸与する流量計やパソコンが故障又は破損をした場合は、受託者は速やかに委託者に報告すること。

なお、流量計やパソコンの故障等の原因が、明らかに受託者の瑕疵によるものである場合は、受託者が速やかに代替品を準備し、その後の業務を実施すること。

また、受託者は、流量計への万一の落雷、盗難に備え動産総合保険に加入し、その費用は委託料に含むものとする。電池等の消耗品に係る費用についても同様とする。

12 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合については、委託者と受託者が協議を行い決定するものとする。